

飼養施設等の管理の方法・構造

(該当する□にチェック (✓) をしてください)

1 ケージ等の材質、構造、転倒防止措置 (施行規則第3条第2項)

材質	<input type="checkbox"/> 金属 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 ()
構造	<input type="checkbox"/> おり型 (格子で囲まれ、天井があるもの) <input type="checkbox"/> 網室型 (網で囲まれ、天井があるもの) <input type="checkbox"/> 擁壁式 (壁で囲まれ、天井がないもの) <input type="checkbox"/> 空堀式 (空堀で囲まれているもの) <input type="checkbox"/> 柵式 (柵や格子、網で囲まれ、天井がないもの) <input type="checkbox"/> 水槽型 (水槽又はこれに類する構造のもの) <input type="checkbox"/> プレイルーム型 (動物が部屋全体を自由に行動できるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
【犬猫の飼養施設】 ケージ等と訓練場	<input type="checkbox"/> 床材は金網ではない <input type="checkbox"/> 床材は金網＋トレー・クッション・マット・寝床・その他 () <input type="checkbox"/> 錆、割れ、破れ等の破損なし
転倒防止 措置	<input type="checkbox"/> 平置き <input type="checkbox"/> 床・壁・柱等に確実に固定 <input type="checkbox"/> その他 ()

2 犬又は猫の飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の管理の方法

1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、汚物や食べ残しなどを適切に片付けて、清潔を保持。これらの清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を5年間保管。(基準省令第2条第1号イ(1)(2)(3)ハ(3))

鳴き声、臭い、毛等により、周辺の生活環境を著しく損なわないよう管理及び措置を講じる。(基準省令第2条第1号イ(4)(5))

【具体的措置の内容： ()】

逸走(脱走)しないよう管理。(必要に応じて飼養施設、ケージ等、訓練場に施錠)(基準省令第2条第1号イ(6)ハ(6))

【施錠場所： ()】

ケージ等に、給餌と給水のための器具を備える。(一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合を除く。)(基準省令第2条第1号ハ(1))

ケージ等に、生態や習性、飼養期間に応じた遊具や休息等のための設備がある。(基準省令第2条第1号ハ(2))

【取り付けた設備： ()】

ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く。(基準省令第2条第1号ハ(4))

【受け皿・床敷き・トイレ・その他 ()】

【訓練業・保管業】犬猫を搬出するたびにケージ等を清掃・消毒。(基準省令第2条第1号ハ(5))

分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態。(基準省令第2条第1号ハ(7))

その他

()